

地域力創造グループの施策等について④

令和5年1月23日
自治行政局国際室

J E Tプログラム ("The Japan Exchange and Teaching Programme")

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム

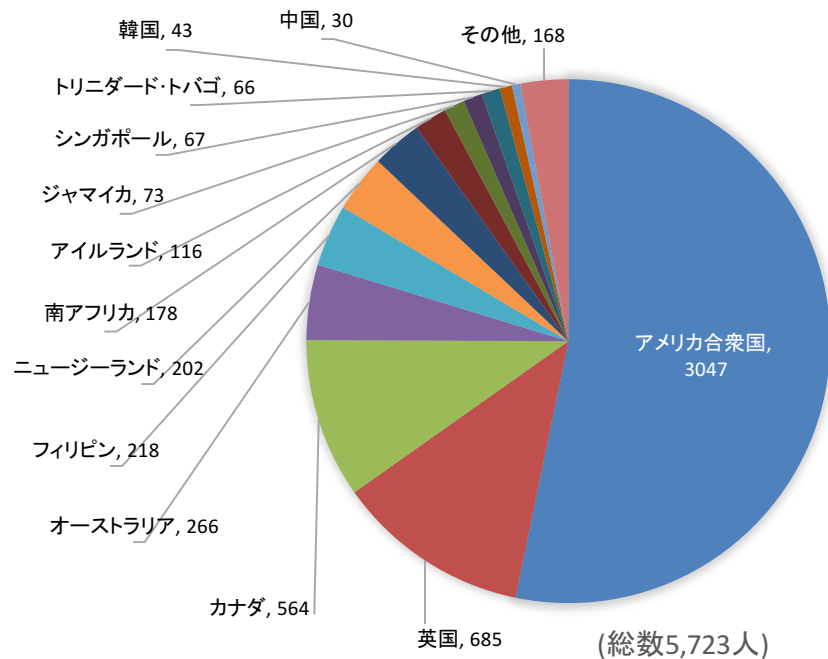
⇒令和4年で**設立36年**:

累計で世界77か国から約7万5千人(令和4年時点)の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**

⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和4年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,277人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 437人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和4年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

JETプログラムにおけるALT、CIR及びSEAについて

※ 各事例は自治体国際化協会JETプログラムパンフレットより

ALT: Assistant Language Teacher (外国語指導助手) [令和4年度: 945自治体等が任用、31か国、5,277人]

- 主に学校（小学校・中学校・高等学校）、または教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動等に従事。JET参加者の90%以上がALT。



授業の補助を行うALT(北海道)



生徒と語らうALT(北海道)



絵本を読み聞かせるALT(福島県浪江市)



園児と一緒に踊って歌うALT(岐阜県瑞浪市)

CIR: Coordinator for International Relations (国際交流員)

[令和4年度: 249自治体等が任用、35か国、437人]

- 主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動に加え、多文化共生や外国人住民への支援、海外販路開拓等の業務に従事（高い日本語能力が求められる）。



FMIに出演し、モンゴル文化等を紹介するCIR
(静岡県伊豆の国市)



料理教室にて講師を務めるCIR
(滋賀県彦根市)



FISA国際ボート連盟臨時総会で通訳するCIR
(兵庫県豊岡市)

SEA: Sports Exchange Advisor (スポーツ国際交流員)

[令和4年度: 7自治体等が任用、7か国、9人]

- 主に地方公共団体のスポーツ振興部局等に配属され、特定種目のスポーツ専門家として、スポーツ指導に加え、スポーツ関連事業の立案補助等の業務に従事。



サッカー少年団を指導するドイツからのSEA(北海道東川町)



試合前にボートの指導をするアメリカからのSEA(長崎県)

J E Tプログラム参加者の地域活性化への活用について

「JET地域国際化塾」の開催

- 地域で生活するJET青年が地域の国際化の取組に、より一層貢献し、力強い「日本のサポーター」として活躍してもらえよう、自治体・地域づくり関係者との交流の場である「JET地域国際化塾」を開催し、地域づくりの優良事例やノウハウ等を学び、自治体・地域づくり関係者の想いを理解・共有できるようにする。
- また、自治体・地域づくり関係者においても、JET青年からの新たな視点を通じたグローバルな視点を持った地域活性化の取組が促進できるようにする。
- 参加人数 70～80名程度

（開催県等のJET青年、JETプログラム経験者、自治体・地域づくり関係者、各団体の国際・地域振興部局の職員、学者、NPO法人 等）

○実施内容

- ・地域おこし協力隊等の地域で活動を行う方による事例発表
- ・地域づくり関係者が活動する地域での現地視察及びグループワーク 等

JET青年、JETプログラム経験者

地域への愛着心・日本理解の深化について、全国のJETネットワークで成果を共有

地域の優良事例やノウハウ等の共有

自治体・地域づくり関係者

外国人の視点を踏まえた多様な地域振興の実現



地域の国指定重要文化財の維持や地域文化の継承の重要性について、地域づくり関係者との車座等を行う J E T 青年参加者(R4.10月福井県) 左：千古の家 右上：漆器工房

※平成27年度から令和4年度までに7回実施 H27 石川県、H29 茨城県、H30 青森県、R1 宮崎県、R2鳥取県、R3 兵庫県、R4 福井県、R5 山梨県（予定）

JETプログラム経験者の活用

- 約7.5万人のJETプログラム経験者が世界各地で、親日派・知日派として活躍。
- JETプログラム経験者の会（JETAA）を中心に、日本文化の普及活動等に取り組んでいる。
- 各国との友好関係を草の根レベルで支えており、日本の各地域の魅力等を発信する際の貴重な人的資産となっている。

※JETAA (Alumni Association): 19か国53支部。会員数は約22,000人



イベント来場者にJETプログラムを紹介 (JETAA NY支部)



茶道パフォーマンスを開催 (JETAA North-West支部)

地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等に係る地方財政措置について

- 姉妹都市提携等の自治体間交流に基づく外国語指導助手等の活用に必要な経費については、地域の国際化と諸外国との相互理解を図るため、JETプログラムと同様の地方財政措置を講じている。
- 近年、姉妹都市提携等の自治体間交流以外にも、各種分野において海外自治体等との提携に基づく交流も多く行われていることを踏まえ、これらの交流に基づく外国語指導助手等の活用に必要な経費についても、地方財政措置の対象とすることとしている。

地方財政措置（普通交付税措置（都道府県分・市町村分））の内容

※①は平成28年度から措置、②は令和5年度から拡充

① 姉妹都市などの外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に必要な経費

<措置対象者の要件>

- ✓ 外国自治体との自治体間交流協定に基づいて任用した外国籍の職員であること（自治体間交流協定は（1）首長間の書面による協定で（2）交流分野が特定の分野に限定されていないものに限る）
- ✓ 交流相手先自治体（交流相手先自治体が斡旋団体として指定している者（国際協会等）を含む）の斡旋を受けて任用した外国籍の職員であること
- ✓ ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）又はSEA（スポーツ国際交流員）に類する職務を行う者であること
- ✓ 4月1日時点で任用しており、累計任用年数が5年未満の者であること など

② 姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に必要な経費【拡充】

<措置対象者の要件>

- ✓ 外国自治体等（首長部局、教育委員会、姉妹校等）との間で提携内容が確認できる書面による協定等に基づいて任用した外国籍の職員であること
- ✓ 交流相手先自治体等（当該自治体等が斡旋団体として指定をしている者（国際協会等）を含む）の斡旋又は承認を受けて任用した外国籍の職員であること
- ✓ ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）又はSEA（スポーツ国際交流員）に類する職務を行う者であること
- ✓ 4月1日時点で任用しており、累計任用年数が5年未満の者であること など

今後のスケジュール（参考）

- 1月末～3月上旬 事前調査（上記②の見込み等）
- 3月末 配置人数調照会
→各自治体における4月1日時点の任用人数（上記①及び②）を調査
- 5月上旬 配置人数調〆切

地域における多文化共生施策の推進について①

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

[多文化共生施策の推進体制の整備]

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

多文化共生事例集（令和3年度版）

- 改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和3年8月に公表

[主な掲載事例] () は事例の数

(1) コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

(2) 生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

(3) 意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- (1) 多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- (2) 広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→ **引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼**

地域における多文化共生施策の推進について②

多言語翻訳技術について

- 総務省・NICTでは、長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究を実施し、技術・ノウハウ等を蓄積。(対応言語：31言語)
- 訪日・在留対応を想定した重点対応の12言語は、AI技術活用により実用レベルの翻訳精度(TOEIC900点相当)を実現。
- NICTから技術移転した民間サービスの実用化・普及も進展。
- 総務省では、「地方公共団体における『多言語音声翻訳サービス』の導入ガイド」を公表しているほか、市町村が同サービスの導入・運用に要する経費について特別交付税で措置するなど、地方公共団体における多言語翻訳技術の活用を促進。(令和3年4月23日付け総務省通知)

多言語音声翻訳アプリ VoiceTra®

音声入力 → ネットワーク上のサーバへ入力された音声を送信 → ネットワーク上のサーバから翻訳された音声が届く → 音声出力

駅までの行き方を教えてください。
Please tell me how to get to the station.

駅までの道を教えてください。
Please tell me how to get to the station.

駅までの行き方を教えてください。
Please tell me how to get to the station.

駅までの道を教えてください。
Please tell me how to get to the station.

日本語
English

対応言語(31言語)

重点対応言語 (実用レベル)
訪日・在留外国人対応を想定した12言語

日本語	ベトナム語
英語	ミャンマー語
中国語	フランス語
韓国語	スペイン語
タイ語	ブラジルポルトガル語
インドネシア語	フィリピン語

クメール語 ネパール語 モンゴル語
(研究開発を通じて2024年度までに重点化予定)

アラビア語 イタリア語 ドイツ語
ヒンディ語 ロシア語
(令和3年度補正予算により2022年度末を目途に重点化)

ウクライナ語
ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオ語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

<参考> 日本語教育の推進について

- 文化庁が中心となって、「日本語教育を推進する法律」(令和元年)に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。
- 同法に基づく「基本的な方針」(令和2年閣議決定)を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策が示されている中で、日本語教育の環境整備などが示されており整合性をもって推進。
- 今通常国会において、日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための認定制度を創設する法律案が提出される予定。

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和4年6月14日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：日本語指導等経費、授業料軽減のための助成経費、相談窓口・ホームページの開設経費、各種支援に向けた事前調査経費、就学の促進に資する取組経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：整備費 10/10、運営費 1/2 （R4当初予算：11億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2 （R4当初予算：5億円）	(市町村分) 特別交付税措置

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)
※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
(R4措置額 標準団体当たり 県分:17百万円、市町村分:4百万円)

中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業

(1) 背景

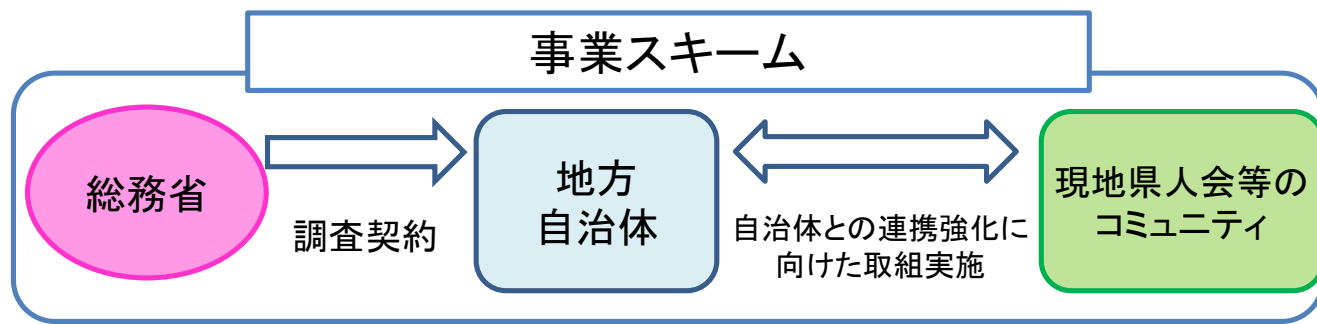
- 中南米における県人会は、会員の高齢化・減少、日本語能力の低下、日本や県への帰属意識の低下などにより、自治体ゆかりのコミュニティが縮小傾向にある
- 政府では、平成26年度から、中南米地域との交流に向けた取組を推進（「中南米経済・文化交流促進会議（平成26年10月 議長：野上官房副長官）」、「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会（平成29年3月～5月 岸田外務大臣）」で日本と中南米日系社会との連携強化に向けた今後の具体的対応策等を提言）している。
- 総務省では、中南米諸国における国内の自治体にゆかりのあるコミュニティの新たな担い手育成に向け取組を進めている。

<政府方針における位置づけ> 「令和3年度成長戦略フォローアップ工程表（令和3年6月閣議決定）」

- ・ 2018年に開始された日系四世の受入制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備
- ・ 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進

(2) 事業概要

- 中南米諸国における我が国の自治体にゆかりのあるコミュニティの新たな担い手育成に向け、自治体による若い世代の日系人や、日本への留学・就業経験等を有する現地人材との交流を強化・促進するための調査委託事業（県人会等への加入促進に向けた中南米諸国でのイベントの開催や自治体への訪問・受入れ等の実施（上限5百万円））



(3) 事業効果

県人会等のコミュニティで新たな担い手の確保
(若い世代の日系人、日本への留学や就業経験者等)



中南米諸国日系社会との連携強化



ブラジル・アルゼンチン・ペルーから来日した日系高校生と栃木県内の高校生との交流
(令和元年度 栃木県)



オンラインを通じて秋田県の郷土料理を体験
(令和3年度 秋田県)

※令和5年1月13日～令和5年2月16日の期間で、事業実施の事前見込み調査を各自治体向けに実施予定。